「就学援助制度」のお知らせ　平成３１年度

阿賀野市教育委員会

阿賀野市では、一定の所得基準以下で、小中学校の諸経費等の教育費などにお困りのご家庭に、小・中学校でかかる費用（ 新入学用品・学用品の購入費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、部活動費、PTA 会費、中学校生徒会費）の一部を補助する「就学援助制度」を設け支援しています。

１　援助の対象となるご家庭　【以下の(1)～(7)のいずれかに該当する方】

(1) 生活保護を停止又は廃止されたが援助が必要な状態である。
(2) 世帯全員の市町村民税が非課税または減免されている。※毎年６月中旬に確定する税情報により判断します。
(3) 固定資産税が減免されている。※毎年４月に確定する税情報により判断します。（住宅借入金等特別控除ではありません）
(4) 個人事業税が減免されている。※減免を証明する書類により判断します。
(5) 国民年金または国民健康保険料の掛金が減免されている。※国保税は、７月の税情報により判断します。
(6) 母子家庭等で児童扶養手当を受給している。※社会福祉課管理の児童扶養手当支給者情報により判断します。
(7) 生活福祉資金の貸付を受けている。※貸し付けを受けている事を証する書類により判断します。
(8) (1)～(7)に該当しないが、急な災害や収入が不安定であるなど特別な事情があり生活が困窮している。

・希望されない場合は、申請書の「□申請しません」にチェックして提出してください。
・申請はお子さん1人につき1枚必要です。希望の有無にかかわらず提出してください。

２　申請に必要な書類など申請に関わること

◇ 申請書（各小・中学校、学校教育課にあります。）は希望の有無にかかわらず、必ず封筒等に入れて全員提出してください。
◇ 希望されない場合は、申請書の「□申請しません」に☑チェックし氏名・住所・押印の上、封筒等に入れて提出してください。
◇ 希望される場合は、就学援助費振り込み先の金融機関の通帳の写しが必要です。※口座確認のため必ずコピーを添付してください。 また、裏面の同意書に申請者と世帯主の押印をお願いします。（いわゆるｼｬﾁﾊﾀ等スタンプ印は不可です）
◇ 申請書は児童・生徒1人につき1枚必要です。※小中学校に就学するお子様が3人であれば3枚です。
◇ 記入例を参考に必要事項を記入してください。援助を受けたい理由が(8)の場合は具体的に書いてください。
◇ 平成 31 年 1 月 1 日以降に阿賀野市に転入された方は、前住所地から世帯全員分の平成 31 年度（30 年分）「所得・課税証明書」を交付申請し、６月２０日までに提出してください。
（申請書提出時添付の必要はありません。）

３　申請期限・提出先

・新入学児童の申請は、入学式までに4月から通う各小学校へ提出してください。（1 月中に新入学用品費の申請をした方も、これは 31 年度の申請ですので、改めて提出してください。）
・新入学児童以外の申請は、2月28日（木）までに現在通学している小・中学校に提出してください。
就学援助申請の審査と認定は、5 月以降の毎月の教育委員会で行います。
※申請は随時受け付けています。認定されると申請月が支給の計算開始月となります。
申請月以前の分は支給されません。

４　認定通知

・認定・否認定の結果通知は、認定の根拠となる項目により７月下旬となる場合があります。

５　支払い

・原則として学期ごとに３回に分けて支払います。（7 月下旬・12 月下旬・3 月下旬）
・学校諸経費に滞納がある場合は、援助金支給の趣旨から学校長の管理口座に振り込まさせていただきます。

裏面もご覧ください

◇　援助の対象となる費用　　※国からの通知により支給額が変更となる場合があります。

援助費目		説明	年間支給額
1	学用品費	ノート・鉛筆等の購入費	(4月支給開始者の場合) 小：11,420円　※　951円/月 中：22,320円　※1,860円/月
2	通学用品費	小学1年生と中学1年生は除く（新入学用品に含む） 通学に必要な靴・傘等の購入費	小：2,230円(小学2年～6年)※185円/月 中：2,230円(中学2年～3年)※185円/月
3	校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	遠足・写生会等に係る交通費、見学料	小：実費を支給（1,570円を上限） 中：実費を支給（2,270円を上限）
	校外活動費 (宿泊を伴うもの)	野外活動や宿泊行事に係る交通費、宿泊費、見学料	小：実費を支給（3,620円を上限） 中：実費を支給（6,100円を上限）
4	新入学児童生徒学用品費	入学の際に必要なランドセル・カバン等の購入費 （新1年生で4月認定者のみ・入学前支給を受けた場合は対象外）	小：40,600円 中：47,400円
5	修学旅行費	修学旅行の参加に必要な交通費、宿泊費、見学料	小：実費を支給 中：実費を支給
6	部活動費（初期費用）	部活動を始める際に必要なユニフォーム等の購入費 （新中学1年生のみ、初回入部時1回に限る）	中：実費を支給（学校指定品等、上限あり。<u>支給には領収書が必要です。</u>）
7	PTA会費	PTA活動に要する費用（同一校で兄第がいる場合、免除されている2人目からは対象外）	小：実費を支給（3,380円を上限） 中：実費を支給（4,190円を上限）
8	生徒会費	生徒会活動に要する費用	中：実費を支給（5,450円を上限）
9	学校給食費	学校給食費	実費（支払った給食費）を支給
10	医療費	・むし歯・結膜炎・中耳炎等 （学校において治療の指示を受けた特定の疾患に限り、学校から渡される医療券を持参して受診する。）	所要医療費総額から健康保険等の負担分を差し引いた個人負担分(通常3割)を市が医療機関に直接支払います。
11	日本スポーツ振興センター災害共済掛金	日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る共済掛金	5月1日現在在籍した学校（市内校）に支払った額

◇　【参考】援助を受けられる家族構成と基準額の例

この基準額は、平成30年度のものです。基準額は変更となる場合があります。

注意

援助の対象となるご家庭の申請理由 が (8) で援助を受けられる所得額の目安は、生活保護法第8条に準拠して、その世帯の所得額が次の算式により算定した需要額の1.3倍以下の世帯となります。平成30年10月に新たな基準が示されました。下の表は、新たな基準に対応していませんので、ご注意ください。

（算式）所得額÷〔生活扶助(Ⅰ類、Ⅱ類)＋期末一時扶助－教育扶助(基準額)＋学校給食費＋住宅費〕≦1.30(基準))

家族の人数	家族構成	総所得額（世帯合算）の目安
2人家族	母(41歳)・中学2年	196万円程度以下
3人家族	母(32歳)・ 小学1年・小学2年	235万円程度以下
4人家族	父(35歳)・母(40歳)・小学3年・中学3年	299万円程度以下
	父(32歳)・母(30歳)・保育園児(5歳)・小学2年	316万円程度以下
5人家族	父(37歳)・母(37歳)・保育園児(2歳)・保育園児（4歳）・小学2年	308万円程度以下
	父(42歳)・母(45歳)・中学2年・中学3年・高校1年	376万円程度以下
6人家族	父(40歳)・母(40歳)・小学5年・中学2年・祖父(60歳)・祖母(60歳)	392万円程度以下

※　上記の基準額は、家族構成や年齢等により各家庭で異なりますので、申請の目安としてください。

※　給与所得者の場合は、源泉徴収票の「支払金額」ではなく「給与所得控除後の金額」の額を上表と比較して認定の目安としてください。認定は個々の状況によって異なります。<u>上記金額は認定を保証するものではありません。</u>

※　ご家族の中で市民税・所得税の申告が必要な方は必ず済ませてください。世帯の所得状況が確認できないと認定ができません。収入がない場合も申告が必要ですが、税法上の扶養に入っている場合は必要ありません。

―就学援助についてのお問い合せ先―
阿賀野市教育委員会　学校教育課　学事係　　電話６２－２７９０